

ID: 1116

担当部署: 福祉課

処分の概要	基準該当療養介護医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第71条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第71条第1項の規定による。 (基準該当療養介護医療費の支給) 第71条 市町村は、特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療(以下「基準該当療養介護医療」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日